

# 大垣女子短期大学ネットワーク管理運用規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、大垣女子短期大学情報ネットワーク(以下、「本学ネットワーク」という。)の適正かつ効率的な管理運用のために必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 本学ネットワークとは、次の各号のコンピュータ通信に関わる装置・設備及び関連事項をいう。

- (1) 構内及び建屋間を接続する基幹 LAN に関する通信回線及びその接続装置
- (2) 建屋内の教室等にあるネットワークに接続して情報の送受信を可能とする情報コンセントまでの通信回線及びその接続装置
- (3) 上記回線上で稼働するサーバーシステム等のコンピュータ
- (4) 本学ネットワークに係る通信回線の運用上必要な IP アドレス、サブドメイン名及び通信プロトコル等の LAN 関連事項

## (組織)

第3条 本学ネットワークの円滑な管理運用を図り、情報セキュリティ管理上の役割と権限を明確にするため、次の各号の担当者を置く。

### (1) 統括情報セキュリティ責任者

本学ネットワークの円滑な管理運用を図り、情報セキュリティに関する総括的な意思決定を行うとともに、学内外に対する責任を負うことを役割とする統括情報セキュリティ責任者を置き、学長をもって充てる。

### (2) 情報セキュリティ責任者

本学ネットワークにおける情報システム運用管理の実施に関して、緊急時の連絡などの総括的な対応に当たり、統括情報セキュリティ責任者を補佐することを役割とする、情報セキュリティ責任者を置き、副学長及び事務局長をもって充てる。

### (3) 情報システム管理者

本学ネットワークにおける学科・センター及び事務部局内的情報システムの管理に関して、情報システム担当者との連絡調整を行い、所属部署の情報システム及びセキュリティを管理することを役割とする情報システム管理者を置き、学科長・センター長及び事務局課長をもって充てる。

### (4) 情報システム担当者

学内に設置される個々の情報機器(パソコンコンピュータ又はサーバ等のコンピュータの本体、ディスプレイ及びプリンタ等の周辺機器をいう。以下同じ。)、情報機器に使用されるソフトウェア及び情報機器で取り扱われる情報を管理するとともに、情報機器等のセキュリティを維持すること並びにネットワーク管理運用責任者を補佐することを役割とする情報システム担当者を置き、教育職員及び事務職員をもって充てる。

2 本学ネットワークの情報セキュリティに関する管理運営のために情報セキュリティ委員会を置き、組織等は次の各号のとおりとする。

- (1) 委員会は、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システム管理者で組織する。
- (2) 委員長は、統括情報セキュリティ責任者とする。
- (3) 委員会の任務は、情報セキュリティポリシーの策定、情報セキュリティの評価及び見直し、その他学長が命じることとする。

## (管理範囲)

第4条 本学ネットワークにおいて、管理の対象とする範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学内基幹 LAN 及びその関連機器
- (2) 外部機関との接続に関わる回線網及びその関連機器
- (3) 各建屋内の配線及び接続関連機器、各室の情報コンセント
- (4) 対外接続及び関連機器

2 学内の情報コンセントに関する配線や機器については、原則として各当該情報コンセントの利用者が管理するものとする。

(管理業務)

第5条 ネットワーク管理運用責任者は、情報システム担当者の補佐を受けて、本学ネットワークに関する次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 構成管理に関すること
- (2) 障害管理に関すること
- (3) 性能管理に関すること
- (4) セキュリティ管理に関すること
- (5) その他のネットワークの管理に必要な事項に関すること

(利用資格)

第6条 本学ネットワークを利用する者は、次の各号のとおりとし、その身分を失うと同時に利用資格も失うものとする。

- (1) 本学の常勤及び非常勤の教職員
- (2) 本学の学生、研究生及び科目等履修生等(聴講生及びこれに類する立場の者を含む)
- (3) 前2号に掲げる者のほか、ネットワーク管理運用責任者が認めた者

(接続の承認)

第7条 機器を本学ネットワークに接続しようとする者は、ネットワーク管理運用責任者の承認を得なければならない。

2 承認を得るための申請は、別に定める手続きによるものとする。

(利用者の責任)

第8条 本学ネットワークの利用者は、次の各号について責任を負わなければならない。

- (1) 法令や公序良俗に反しない通信内容
- (2) 不正に利用したことにより発生した損害及び障害
- (3) 利用者が管理する情報の内容についての保護

(利用者の連絡義務)

第9条 利用者は、使用中の本学ネットワークに異常が生じたときは、ネットワークの管理運用を担当する事務部局に対して、その内容を直ちに連絡しなければならない。

(他のネットワークと相互接続する場合の通信)

第10条 本学ネットワークと学外の他のネットワークとが相互接続する場合においては、この規程とともに、経由するすべてのネットワークの利用規程若しくは規則等を遵守しなければならない。

(無線 LAN の利用)

第11条 無線 LAN の利用に関する事項については、別に定める。

(禁止行為)

第12条 本学ネットワークの利用にあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者の著作権及び特許権などの知的財産権を侵害する行為

- (2) 第三者に対する誹謗・中傷など人権を侵害する行為
- (3) ウィルス対策をしていない機器の接続、その他の本学ネットワークに対して運用を妨げる又は損害若しくは不利益を与える行為
- (4) 外部ネットワークへの不正な侵入、その他の外部ネットワークに対して運用を妨げる又は損害若しくは不利益を与える行為
- (5) 他人を詐称する行為
- (6) 営利を目的とした行為
- (7) 公序良俗に反する行為
- (8) 犯罪行為、または犯罪行為に結びつく行為
- (9) その他、法令及び社会慣行に反する行為

(利用資格の停止)

第13条 利用者が前条各号に掲げるいずれかの行為を行った場合、ネットワーク管理運用責任者は、利用者に改善を求めるとともに、必要に応じて利用資格の禁止等の措置をとることができる。

2 その他、利用者に不適切な行為があるとネットワーク管理運用責任者が認めた場合についても、前項の措置をとることができる。

(所管)

第14条 本学ネットワークの管理運用及び利用に関する事項は、これに関する事務を含めて教務・広報課の所管とする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃については、原則として学科長会議で骨子を定め、それに基づいて情報セキュリティ委員会で審議し、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

## 附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。